

1. 件名：福島第一原子力発電所におけるモバイルRO膜装置処理水タンクの基礎外周堰の高さに係る面談
2. 日時：令和2年2月18日（火）15時30分～16時15分
3. 場所：原子力規制庁18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松井安全審査官、田上係員
専門検査部門
杉山原子力専門検査官、山中原子力専門検査官、三澤原子力
専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当1名
福島第一原子力発電所 担当1名

5. 要旨

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、原子力規制庁より指摘していたモバイルRO膜装置処理水タンクの基礎外周堰の高さについて、資料に基づき説明があった。

- 使用前検査対象であるモバイルRO膜装置処理水タンクの基礎外周堰の一部が既設の擁壁により構成されており、当該擁壁は実施計画に定められている許容寸法を超えるものであった。
- 当該擁壁は実施計画に定められている許容寸法を超えるものの、基礎外周堰としての機能に影響を与えるものではない。
- モバイルRO膜装置処理水タンクは中低濃度タンク（H1東エリア）の基礎外周堰と外堰の間に設置されたものであり、実施計画の変更認可申請時には一部を除き完成していた。
- 本事象の原因について
 - ✓ 当該堰の仕様については把握していたが、実施計画に定める際に実態にあった記載となっていなかった。
 - ✓ また、申請前に実施計画の記載のダブルチェックを実施していたが、チェックする担当者に当該堰の仕様の詳細は伝わっていなかったため実施計画と実態との乖離を発見できなかった。

原子力規制庁は、当該擁壁が実施計画に定める許容寸法を超えるものの、基礎外周堰全体の機能には影響を与えないこと等、上記の説明内容を確認するとともに、以下の内容を伝え対応を求めた。

- 実施計画の変更認可申請の審査は、東京電力の説明に基づき実施している。
- このため、本事象のようなことが起こると適切な審査を実施することができなくなる。
- 今後はこのようなことが起こらないように再発防止を徹底すること。

6. その他

- ・ 資料：

- 雨水処理設備に関する補足説明資料（モバイルRO膜装置処理水タンク基礎外周堰）